

伊勢志摩国立公園賞（旧：石原円吉賞） 表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、伊勢志摩国立公園の保全及び活用に長年従事し、地域の自然・文化・産業の発展に寄与した者（法人及び団体を含む。以下同じ。）の功績をたたえるとともに、その活動を広く地域社会に周知することを目的として表彰を行う。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、次の各号に掲げる区分により行う。

（1）大賞（石原円吉賞）

（2）部門賞

ア 文化部門

イ 魅力発信部門

ウ 自然保護部門

エ 景観・美化部門

オ 産業振興部門（新設）

カ その他特に功績が認められる部門

（表彰の対象）

第3条 表彰は、次のいずれかに該当し、かつ活動を継続して行っている者を対象とする。

（1）伊勢志摩国立公園における地域文化の継続と発展に尽力した者

（2）伊勢志摩国立公園の資源を活用し、住民・利用者等への魅力発信に尽力した者

（3）伊勢志摩国立公園内の動植物の保護等に尽力した者

（4）伊勢志摩国立公園の美化、清掃に従事し、景観の維持向上に尽力した者

（5）伊勢志摩国立公園の特性を活かした産業（観光業、農林水産業、地場産業等）の振興に寄与した者（新設）

（6）その他、伊勢志摩国立公園の保全や活用に関し、特に功績のあった者

（大賞の位置づけ）

第4条 大賞（石原円吉賞）は、前条に掲げる功績のうち、特に顕著であり、長年にわたり伊勢志摩国立公園の保全及び活用に多大な貢献をした者に授与する。

（選考）

第5条 表彰者の選考は、事務局が推薦を受け、選考委員会において審査のうえ決定する。

(表彰の時期及び方法)

第6条 表彰は、毎年度1回行うものとし、伊勢志摩国立公園の指定日に表彰状及び記念品を授与する。

(事務局)

第7条 事務局は、伊勢志摩国立公園協会に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

付則

- 1 この規定は、平成30年7月3日から施行する。
- 2 本規程の改正(名称変更及び部門賞の新設)については、令和8年5月8日から施行する。

「石原円吉賞」表彰規程を、名称を『伊勢志摩国立公園賞』に変更し、その中の大賞として『石原円吉賞』を位置づけ、さらに産業関係の部門賞を追加した新しい表彰規程案を、現行規程の構成を踏まえて作り直します

改訂のポイントまとめ

- ・ 制度全体の名称を「伊勢志摩国立公園賞」に変更
- ・ 大賞として「石原円吉賞」を明確に位置づけ
- ・ 産業振興部門(観光・地場産業など)を新設
- ・ 現行規程の構成を維持しつつ、目的と対象を拡張
- ・ 表彰区分を明確化し、読みやすく整理

部門賞の選考基準案(部門別)

① 文化部門

- ・ 地域文化・伝統行事の継承に寄与している
- ・ 国立公園の文化的価値を高める活動を継続している
- ・ 地域住民や来訪者への文化普及に貢献している

② 魅力発信部門

- ・ 伊勢志摩国立公園の魅力を広く発信する活動を行っている
- ・ SNS・広報・イベント等を通じて来訪者増加に寄与している
- ・ 公園資源の価値を分かりやすく伝える工夫がある

③ 自然保護部門

- 動植物の保護活動に継続的に取り組んでいる
- 生態系保全に寄与する調査・研究・保全活動を行っている
- 国立公園の自然環境の維持に顕著な成果がある

④ 景観・美化部門

- 清掃活動や景観維持に継続して取り組んでいる
- 景観改善に資する取り組みを自主的に実施している
- 利用者の快適性向上に寄与している

⑤ 産業振興部門(新設)

- 観光業・農林水産業・地場産業など、公園の特性を活かした産業振興に寄与している
- 地域経済の活性化に貢献している
- 持続可能な産業活動を推進している

⑥ その他特に功績が認められる部門

- 上記に分類されないが、公園の保全・活用に顕著な功績がある
- 新しい価値創出や独自性の高い取り組みがある